

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成25年2月27日から平成25年4月27日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成25年4月27日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇  
群馬県高崎市栄町1-1
- 2 大規模集客施設の名称  
(仮称) テックランド鳥取2号店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地  
鳥取市大杵老本木217
- 4 大規模集客施設の用途  
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積  
9,258平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日  
平成25年6月21日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）